



2022年5月18日

各 位

会 社 名 株式会社TBグループ
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 村田 三郎
(コード番号 6775 東証スタンダード)
問 合 せ 先 常務取締役経営管理本部長 信岡 孝一
電 話 番 号 03-5684-2321 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の当社第88回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

[会社法の一部を改正する法律] (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするため、変更案第15条第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記新設及び削除される既定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="301 297 683 331">第1条～第14条 (省 略)</p> <p data-bbox="217 369 798 439"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="202 443 798 689"><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="445 728 555 761">(新 設)</p> <p data-bbox="288 1086 695 1120">第16条～第42条 (省 略)</p> <p data-bbox="445 1158 555 1191">(新 設)</p> <p data-bbox="445 1196 555 1229">(新 設)</p>	<p data-bbox="901 297 1311 331">第1条～第14条 (現行通り)</p> <p data-bbox="1059 369 1169 403">(削 除)</p> <p data-bbox="842 728 1070 761"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="829 766 1398 869"><u>第15条 当社は、株主総会招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="829 873 1398 1048"><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="879 1086 1318 1120">第16条～第42条 (現行通り)</p> <p data-bbox="829 1158 890 1191"><u>附則</u></p> <p data-bbox="829 1196 1398 1442"><u>1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則1条但し書きに規定する改正規定の施行日(以下施行日という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="829 1447 1398 1550"><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日で開催する株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="829 1554 1398 1697"><u>3. 本条は施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日(予定)
定款変更の効力発生日 2022年6月29日(予定)

以 上